



謹賀新年

昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。本年もスタッフ一同、皆様にご満足頂けるサービスを心がける所存でございますので、何とぞ昨年同様のご愛顧を賜わりますよう、お願い申し上げます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

あけましておめでとうございます。昨年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、技能実習法）が成立いたしました。この法律が本年中に施行される予定です。

この「技能実習法」が施行されますと、「優良な」実習生・企業・監理団体に限り、3年の実習期間が5年に延長されます。しかし、適正に運用されていると判断するために、制度の運用を厳格化、チェック機関も

新設されます。私共組合といたしましては、「優良監理団体」として続けられるようにこれからも様々な努力をして参ります。皆様におかれましても、適正運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

技能実習生の皆さんへ ~知らない間に不正行為に加担しないために~

法律を犯すような犯罪から規則違反で注意を受けるようなものまで、すべては「このくらいなら大丈夫」「このくらいならバレない」「みんなやっていることだから」という小さな気の緩みから引き起こされます。その気の緩みが自分の実習生活を狂わせ、人生を狂わせる事につながるのです。

偽造カードによる犯罪に注意

最近、偽造した銀行キャッシュカード、在留カード、クレジットカードを使った犯罪が急増しており、全国の警察は捜査、取り締まりを強化しています。カードは本人以外利用できません。悪気はなく、何気ないカードの貸し借りが大きなトラブルに発展します。銀行の口座開設に関しても警察からの通達等により実習生であっても外国人の場合に開設を拒むケースが増えています。

契約している携帯電話を売買

自分名義の携帯電話を携帯電話会社に無断で他の人に売ったり、逆に他人名義の携帯電話を買ったりしてはいけません（携帯電話の不正利用防止法）。また、携帯電話の契約時にうその

氏名、住所、生年月日などで契約した場合も罪になります。

自転車の運転は危険がいっぱい

①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路徐行違反 ④通行区分違反 ⑤路側帯通行時の歩行者通行妨害 ⑥遮断踏切立入り ⑦交差点安全進行義務違反等 ⑧交差点優先車妨害等 ⑨環状交差点の安全進行義務違反 ⑩指定場所一時不停止等 ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫ブレーキ不良自転車運転 ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反

上記の違反を2回以上繰り返した場合は安全講習を受けなければなりません。寮と会社などで自転車を利用している場合等はご注意ください。

電車に乗るときの不正について

切符や定期を不正に利用した場合、犯罪として裁かれるだけでなく、損害金も請求されます。

①切符/回数券での不正：乗車区間の正規運賃と、その2倍の増運賃（違約金）、都合正規運賃の3倍の不正料金が請求されます。

②定期券での不正：他人の定期を使用したり、

使用期限満了後に係員をごまかして乗車した場合などは、実乗車区間の往復の正規運賃とその2倍の増運賃に、使用開始日から発見日までの日数を乗じた金額が不正料金として請求されます。

ごみを捨てる/ごみを拾う

ごみも決められた場所、決められた方法以外で捨てると法律違反に。反対に、ごみ置き場においてあるものを勝手に持ち帰っても場合によっては横領罪になる事もあるので注意が必要です。

新年が始まりました、昨年の自分を見直し、今年が良い年になるように、実習生活を行ってください。

【企業の皆さまへ】

組合として今後も指導を続けて参りますが、実習生達が大不意に犯罪に巻き込まれない為にもこのような件について企業様からも今一度実習生達への注意喚起にご協力いただけますようお願い致します。

